初　版　令和７年 10 月８日発行
第二版　令和８年３月６日発行

令和８年度
児童クラブ利用のご案内

令和８年度入所申請・一斉受付期間
令和７年 10 月８日（水）～11 月５日（水）
～毎年度申請が必要です～

主な変更点
①「児童クラブ入所申請書」の様式を変更しました
② 祖父母が同居または通学区内にお住まいでも、入所申請ができるようになりました。

入所案内・様式 DL（市 HP）

安曇野市教育委員会
子ども家庭支援課 児童青少年係
安曇野市豊科 6000 番地
TEL：0263-71-2078（直通）

１　児童クラブの概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　対象児童・申請要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　利用方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４　負担金（利用料）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
５　申請スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
６　申請書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
７　定員を超えた場合の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
８　求職活動のために申請する場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
９　復職予定のために申請する場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
１０　出産予定のために申請する場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
１１　利用形態や就労状況等の変更の届出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
１２　退所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
１３　受入学年・受入場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
１４　児童クラブ以外の事業のご紹介　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

（参考）
・記入例
児童クラブ入所申請書・・・・・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
就労証明書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
農業・自営業に係る従事証明書（自営業記入例）　・・・・・・・・・・・・・・　19
農業・自営業に係る従事証明書（農業記入例）　・・・・・・・・・・・・・・・　20
診断書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

・児童クラブ入所基準点数表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
・よくあるご質問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

【R8.3.6 追記】混雑のため令和８年度入所困難な小学校
豊科南小学校、豊科北小学校、穂高南小学校、穂高北小学校、三郷小学校

○　はじめに

・児童クラブの利用希望者が急増しています。混雑による児童のケガや感染リスク、ストレス軽減のため、また、どうしても児童クラブを必要とする児童のため、ご家庭での保育にご協力ください。
・混雑状況により、入所待機となる場合がありますので、予めご了承ください。
・虚偽の申請や負担金の滞納、欠席が続く場合は、退所していただきます（利用解除）

○　令和８年度からの変更点

（１）入所に当たっての要件「保護者等」の定義を変更しました

社会情勢の変化等を踏まえ、児童の祖父母等が同居または通学区内にお住まいの場合でも入所申請ができるよう変更しました（これまでは申請不可）

この変更に伴い、
・「児童クラブ入所申請書」の様式を変更しました
・祖父母等の「就労証明書」等の提出を不要としました
※入所の審査・選考で使用する「児童クラブ入所基準点数表」も修正

（２）入所申請　家庭で保育できない理由「求職中」の取扱いを変更しました

求職活動のため、最長２カ月間、児童クラブ利用が可能になります（これまでは利用不可）。ただし、新規利用の場合は児童クラブに空きがある場合に限ります。

（３）入所申請　家庭で保育できない理由「出産予定」の場合の取扱いを変更しました

出産前後や入院中も利用できるよう、最長３カ月間、児童クラブ利用が可能になります（これまでは産後、長期利用のみ利用可）。ただし、新規利用の場合は児童クラブに空きがある場合に限ります。

（４）待機児童の入所決定の決め方を変更しました

児童クラブの退所により定員に空きが出た場合、その時点の待機者全員による審査選考を行い、優先度の高い児童から入所決定を行うよう変更しました（これまでは先着順）

1　児童クラブの概要

安曇野市（指定管理：市社会福祉協議会）では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等に小学校や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るため、「児童クラブ」を運営しています。

対象児童		父母等保護者が就労等で家庭にいない小学生
実施場所		児童館、小学校等
利用期間		令和８年４月１日～令和９年３月31日まで（１年ごと申請必要）
利用形態	通年利用	・平日放課後 ・土曜日 ・長期休み（夏休み等） ・振替休校日 保護者の勤務終了が、おおむね午後３時以降の場合に申請可能
	長期利用	・長期休み（夏休み等） ・振替休校日 ・授業が午前中におわる日のうち指定した日（３月頃お知らせ）
利用時間	開設日時	・登校日 学校終業時から午後６時まで ・土曜日、長期休み、振替休校日 午前８時30分から午後６時まで
	延長保育	・早朝　　午前７時30分から（休校日に限る） ・延長　　午後７時00分まで
	閉所日	・日曜祝日 ・お盆（8月13日から16日） ・年末年始（12月29日から１月３日）
利用方法		・平日　来所は学校から徒歩。帰宅は保護者のお迎え ・休日　保護者の送迎
負担金（利用料）		・通年利用　月額3,000円　非課税世帯（前年度住民税）1,500円 ・長期利用　日額240円　　非課税世帯（前年度住民税）120円 ※延長や突発保育による加算、経済的理由による減免あり
手続き	申請	児童館または市HP等で申請書類を入手し、市または児童館へ提出 ①児童クラブ入所申請書 ②保護者が家庭で保育できないことを証明する書類（父母等それぞれ必要） ・就労証明書（勤務先が作成したもの）または、従事証明書（農業・自営） ・疾病等を証明する書類　・学校の在学証明書　等 ③その他必要書類（アレルギー、健康状況、離婚調停　等）
	延長	延長申請を行うときに提出 ・延長保育申請書
	変更	利用形態変更や転職、離婚等、申請内容の変更があったときに提出 ・児童クラブ利用変更届
	退所	退所するときに提出（退所するまでは利用料がかかります） ・児童クラブ退所届

2　対象児童・申請要件

児童クラブは、放課後及び休校日に、就労等の事情により「保護者等」が家庭にいない小学生が対象です。

（1）保護者等の定義

本事業での「保護者等」の定義は、原則として児童の「父母」です（または父母に代わって児童を養育している保護者）

入所にあたっては、「保護者等」が家庭で児童を保育できないことを証明する書類が必要です。

（2）申請要件一覧

保育を必要とする理由（父母それぞれ必要）	
就労のため（農業・自営業含む）	傷病・入院のため
親族等の介護・看護のため	障がいのため
就学のため（就職のため）	災害復旧への従事のため
求職活動のため	復職予定のため
出産のため	その他

（3）心身に障がいのある児童の利用について

利用にあたっては、ご家庭や認定こども園、小学校での生活状況等を確認させていただいた上で、受入れを決定しています。お気軽にご相談ください。

また、市の相談窓口もご利用ください。

・放課後等デイサービス

安曇野市障がい者支援課支援給付担当　電話：0263-71-2083

・子どもの発達に関する相談（電話や来所相談、個別支援会議　等）

安曇野市子ども家庭支援課　子ども発達支援相談室　電話：0263-81-0719

3　利用方法

児童クラブの具体的な利用方法については、令和８年３月上旬ごろ、各児童館で利用説明会を行います。入所日が近づきましたら日程等通知します。

なお、児童クラブの出欠やご連絡は市認定こども園と同じく「コドモン」を利用しています。

（1）利用形態・利用時間

<table>
<tr><td rowspan="2">利用
形態</td><td>通年
利用</td><td>・平日放課後
・土曜日
・長期休み（夏休み等）
・振替休校日
保護者の勤務終了が、おおむね
午後３時以降の場合に申請可能</td></tr>
<tr><td>長期
利用</td><td>・長期休み（夏休み等）
・振替休校日
・授業が午前中におわる日のうち指定した日（３月頃お知らせ）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用
時間</td><td>開設
日時</td><td>・登校日
学校終業時から午後６時まで
・土曜日、長期休み、振替休校日
午前８時 30 分から午後６時まで</td></tr>
<tr><td>延長
保育</td><td>・早朝　　午前７時 30 分から（休校日に限る）
・延長　　午後７時 00 分まで</td></tr>
<tr><td>閉所
日</td><td>・日曜祝日
・お盆（8月 13 日から 16 日）
・年末年始（12 月 29 日から１月３日）</td></tr>
</table>

（2）過ごし方の例

平日	放課後歩いて来所　～　自由時間　～　おやつ　～　宿題や読書 ～　自由時間　～　帰り支度　～　お迎え
休校日	保護者と一緒に来所　～　朝の会　～　宿題や読書 ～　昼食（お弁当持参）　～　お昼寝や DVD 鑑賞　～自由時間 ～　おやつ　～　宿題や読書　～　帰り支度　～　お迎え

（3）持ち物

水筒、ハンカチ、ティッシュ、帽子、着替え、学習用具、遊び道具、お弁当（休日のみ）。児童クラブ出欠表　等

（4）来所・帰宅方法

来所	・登校日　学校から直接徒歩で来所。 ・休校日　保護者と一緒に来所してください。
帰宅	・保護者のお迎えとなります。 ・保護者以外の方がお迎えにくる場合は、保護者から事前連絡してください。なお、児童クラブでは未成年者には引き渡しできません。 ・お迎えは、かならず午後７時までにお願いします。午後７時過ぎのお迎えが頻発する場合、ご利用をお断りします。

4　負担金（利用料）

児童クラブの運営経費の一部を保護者の皆さまにご負担いただいております。

負担金のお支払いは口座振替（口座から毎月、自動的に引き落とし）が便利です。ぜひご利用ください。

（1）負担金額一覧（基本料金）

負担金の額は市条例に基づき、算定しています。令和８年７月以降に負担金が変更となる場合がありますのでご承知おきください。また、その場合は 7 月以降の負担金で差額を調整します。

・令和８年４～６月まで　　・・・　令和７年度市町村民税等により算定（仮算定）

・令和８年７～令和９年３月　・・・　令和８年度市町村民税等により算定（本算定）

例：令和８年６月まで 1,500 円／月　→　令和８年７月～9 月 4,500 円／月（ここで４月～6 月の不足分上乗せ）　→　令和８年 10 月以降　3,000 円）

世帯の区分	負担金	
	月額（通年利用）	日額（長期利用）
保護者が生活保護法による被保護者である場合	０円	０円
保護者の市町村民税等の合算額が非課税の場合 ※令和８年度（令和７年分）住民税	1,500 円	120 円 （上限１500 円／月）
その他の場合の保護者	3,000 円	240 円 （上限 3,000 円／月）

※扶養児童数により「その他の場合の保護者」であっても「保護者の市町村民税等の合算額が非課税の場合」の金額となる場合があります。

※申告等により令和８年度市町村民税等が変更となった場合は、市までお知らせください。

（2）早朝保育・延長保育（延長料金）

ご希望の場合は、「児童クラブ延長保育申請書」を提出してください。申請なく利用時間を超えた場合は、突発利用の料金がその都度、加算されます。

朝夕	時間	負担金（延長料金）
早朝保育	午前７時 30 分～午前８時 29 分	500 円/月 （突発 500 円/回）
延長保育	午後６時 00 分～午後６時 29 分	500 円/月 （突発 500 円/回）
	午後６時 00 分～午後６時 59 分	1,000 円/月 （突発 1,000 円/回）

※早朝・延長保育は、その月に利用実績がなくても請求いたします。

※早朝・延長保育を取り下げる場合は、必ず変更届をご提出ください。

【延長料金のイメージ】

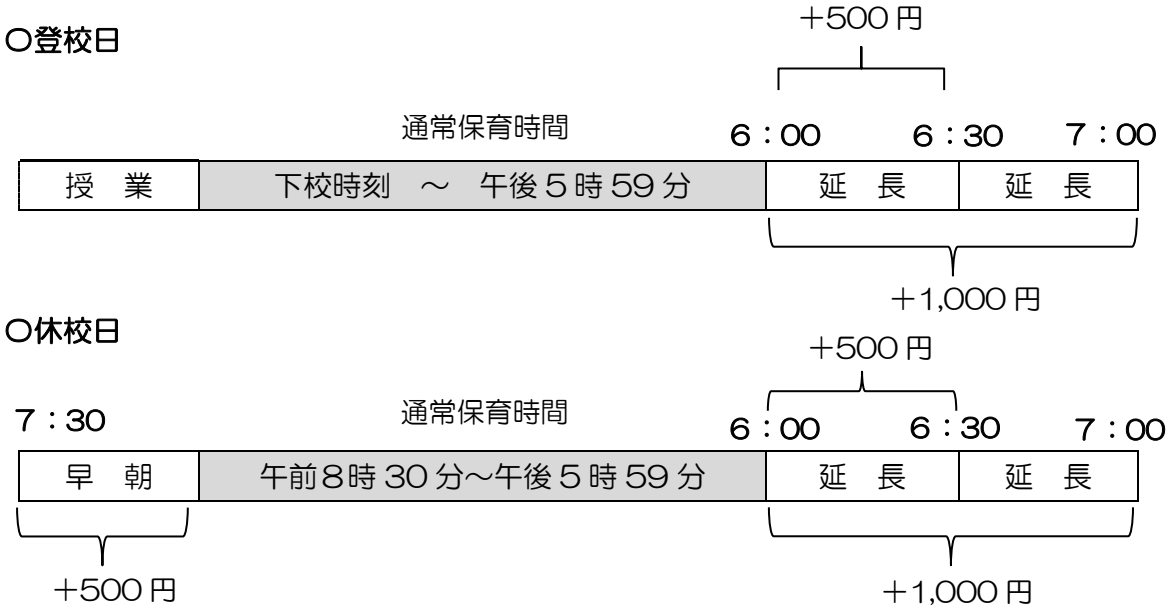

（３）負担金のお支払い方法等

ア　お支払い方法等

通年利用	支払方法	・負担金は「当月払い」です（ただし、突発利用分は後払い） ・児童クラブで納期限 10 日前までに納付書をお渡しします。 ・口座振替の場合は児童クラブで領収書をお渡しします。
	留意事項	・きょうだいで、同じ利用形態（通年）で利用する場合、２人目以降は半額になります。 ・欠席があった場合も、日割計算は行いません。 ・月の途中で入所または退所の場合のみ、日割計算を行います。
長期利用	支払方法	・負担金は「翌月払い」です（突発利用分と合わせて請求）利用の翌月に、利用実績×日額で請求します。 ・納付書の郵送または児童クラブで納付書をお渡しします。 ・口座振替の場合は児童クラブで領収書をお渡しします。
	留意事項	・きょうだいで、同じ利用形態（長期）で通う場合、２人目以降の料金は半額になります。ただし、半額対象の子の兄姉の利用がない場合は半額になりません。 例：春休み　兄すべて欠席、弟のみ利用の場合 決定額は 120 円／日ですが、240 円／日で請求します。

イ　口座振替・納付書でのお支払い

納入方法	内容
口座振替	・毎月月末（土・日・祝日の場合は翌営業日）に、指定口座からの引き落としとなります。 ・残高不足等で引き落としができなかった場合は、翌月以降に納付書によりお支払いとなります。
現金 （納付書）	・納期月の毎月月末までに、市が発行する納付書でお支払いください（土・日・祝日の場合は翌営業日） ・金融機関、市役所会計課窓口、各支所窓口でお支払いできます。

ウ　口座振替について

（ア）新規に口座振替を希望する場合

「口座振替依頼書」をご提出ください。なお、登録口座は、還付金の振込の際にも利用します。

・新規利用者には、児童クラブ入所決定通知書に「口座振替依頼書」を同封します。
・継続利用者で、口座振替に切り替え希望の場合は各児童館または市役所窓口にて「口座振替依頼書」をお渡しします。

（イ）過去に口座振替を利用したことがある場合

次の条件が満たされていれば、自動的に以前と同じ口座から毎月引き落とされますので、お手続き不要です。

・児童クラブ入所申請書の「申請者氏名」が以前と同一であること
・口座情報が以前と同一であること（解約や氏名等の変更なし）

（ウ）口座の変更、納付書支払いをご希望の場合

口座振替依頼書による変更・解約手続きが必要ですので、ご連絡ください。

（4）負担金の未納について

負担金の未納があり、その支払いに誠意ある対応がみられない場合、児童クラブの利用をお断りさせていただきます。また、次年度以降の申請もお断りします。

例　納入期限までの入金がない、電話連絡がつかない　等

５　申請スケジュール

（１）一斉受付期間

令和７年 10 月８日（水）～ 令和７年 11 月５日（水）

- 令和８年度途中から入所を希望する方も申請してください。
- 通年利用だけでなく長期利用もこの期間に申請してください。
- この申請は年度ごとに必要です。

（２）申請書類の配布・受付場所

市役所　子ども家庭支援課　児童青少年係　市役所１階 17 番窓口 午前８時３０分 から 午後５時 15 分 （土日、祝日を除く）
利用希望の児童館　※下記参照 午前９時 30 分 から 午後６時（日、祝日除く）

提出先一覧

申請書受付場所	児童クラブ名
高家児童館	豊科南小児童クラブ
	豊科南小児童クラブ　分室
南穂高児童館	豊科北小児童クラブ
	豊科北小児童クラブ　分室
高家児童館	豊科東小児童クラブ
	豊科東小児童クラブ　分室
穂高中央児童館	穂高南小児童クラブ
	穂高南小児童クラブ　分室
穂高西部児童館	穂高西小児童クラブ
	穂高西小児童クラブ　分室
穂高北部児童館	穂高北小児童クラブ
	穂高北小児童クラブ　分室
三郷児童館	三郷小児童クラブ
	三郷小児童クラブ　第１・２分室
堀金児童館	堀金小児童クラブ
明科児童館	明南小児童クラブ
	明南小児童クラブ　分室
	明北小児童クラブ
	明北小児童クラブ　分室

※分室では書類が保管できないため受け付けできません（児童館以外のクラブ室が分室）

（３）入所までの流れ

ア　一斉受付期間　※求職・復職予定の方は入所決定の時期が遅れます

申請書の提出

受付期間　令和７年 10 月８日（水）～令和７年 11 月５日（水）

↓

書類審査・選考

↓

令和８年１月下旬～２月　入所可否の決定・通知

↓

令和８年３月上旬　各児童館での利用者説明会（新規利用者向け）

↓

令和８年４月１日～　利用開始

イ　随時受付

子ども家庭支援課へ相談

入所要件と児童クラブに空きがあるか確認します。

↓

申請書の提出

入所希望日の２週間以上前に申請してください。

↓

書類審査・選考

↓

入所可否の決定・通知

↓

各児童館で利用者説明会

↓

利用開始

６　申請書類

入所申請には、下記（1）児童クラブ入所申請書と（2）保護者が家庭で保育できないことを証明する書類の提出が必要です。

その他、アレルギー状況表等をご提出いただく場合もあります。

（1）児童クラブ入所申請書

・基準日は令和８年４月１日です（基準日時点の年齢や学年で記入）

・児童１人につき１部ずつ提出が必要です。

（2）保護者が家庭で保育できないことを証明する書類（父母等それぞれ必要）

理由	必要書類
就労 （会社等）	就労証明書 ※市様式または市の様式に準じた内容で提出 ※育休等の復職の場合はその旨をご記入ください。
就労 （農業・ 自営業）	①農業・自営業に係る従事証明書 ②確定申告書のコピー（第１表・第２表）。 ただし、令和７年中に起業し、確定申告をしていない方は、税務署に提出した「個人事業の開業届出書」のコピー ※市様式で提出
傷病・入院	医師の診断書もしくは、入院期間を証明する書類 ※提出書類から「児童の見守りができない」ことが判断し難い場合は、その旨明記された診断書の提出を依頼いたします。 ※整骨院の証明書は不可
介護・看護	医師の診断書もしくは、介護保険被保険者証のコピー ※保険者証は、氏名・要介護区分・認定期間のページのコピー ※施設入所の場合は不可
障がい	身体障害者手帳、療育手帳などのコピー ※氏名・等級・有効期間のわかるページを提出してください。
就学	①在学証明書　②カリキュラム
災害復旧	罹災証明
出産	母子健康手帳のコピー ※氏名と出産予定日のわかるページを提出
求職活動	求職活動支援機関等利用証明書（ハローワークで作成） ※ただし、下記期間内に就労を確定すること。 新年度受付分→２月末まで　随時受付分→２か月間

※兄弟姉妹で利用する場合、２人目以降の証明書類はコピーで差支えありません。
※確認の連絡をする場合や、追加で書類を提出していただく場合があります。
※内容確認のため就労先等に連絡を行う場合があります。
※申請期間中に有効期間が切れる証明書類は、更新後のコピーを再度ご提出ください。

（３）その他の必要書類

ア　アレルギーの心配のある児童

アレルギーの心配のある児童については、アレルギー状況表（市様式）を提出してください。小学校に指示書を提出する場合は、コピーを提出してください。

イ　離婚予定の場合

相手の就労証明書等が提出できない場合、離婚予定であることが確認できる書類をご提出ください。

例　離婚調停に係る家庭裁判所の発行書類　等

ウ　安曇野市へ転入する場合

（ア）令和８年度入所の一斉受付期間～６月ころ

負担金仮算定のため、令和７年１月１日時点で住民票のあった市町村より令和７年度所得・課税（市県民税）・扶養証明書を取得し、ご提出ください。ご提出がない場合は、令和８年４月～６月の負担金を 3,000 円／月額または 240 円／日額とし、令和８年７月以降の本算定で過不足があった場合は差額を調整いたします。

（イ）令和８年６月ころ以降

負担金本算定のため、令和８年１月１日時点で住民票のあった市町村より令和８年度所得・課税（市県民税）・扶養証明書を取得し、ご提出ください。児童クラブ利用中の場合は、令和８年６月ころ対象の方に市から通知しますので、提出をお願いします。

エ　その他、選考に必要となる書類

その他、入所にあたり必要となる書類をご提出いただく場合があります。

【注意事項】

- 申請書類に虚偽があると正しい利用調整ができず、本来入所すべき児童が入所できなくなります。万が一、虚偽が判明した場合は退所していただきます。
- 児童クラブでの集団生活が困難または心配がある場合は、申請書作成前にご相談ください。
- 提出後、保護者や就労先に電話確認を行う場合があります。着信履歴があった際は、かならず折り返しの電話をお願いいたします。

7　定員を超えた場合の対応

児童クラブの申請数が定員を超えた場合は、児童クラブ入所基準点数表に基づき、選考を行います。

近年、児童クラブの利用が急増しているため、やむをえず待機していただく場合もあります。待機児童となった場合、退所等で児童クラブに空きが出た都度、待機児童全員で審査・選考を行い、順次決定を行います（先着順ではありません）。年度通じて入所できないこともありますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

また、長期休み期間中、市内他クラブをご案内させていただくことがあります。

８　求職活動のために申請する場合

（１）一斉受付期間に申請する場合

申請時点では、児童クラブの入所要件である「就労」が確定していないため、仮申請として受け付けます。また、審査・選考に必要となりますので、就労先が決まりましたら、就労証明書を作成、提出してください。

なお、就労先がお決まりの場合でも、審査・選考の結果、待機となる場合がありますので、ご了承ください。

〇入所可否通知までの流れ

・一斉受付期間	令和７年 10 月８日（水）～令和７年 11 月５日（水）
・就労先確定期限（就労証明書提出期限）	
	令和８年２月末　※未定の場合、待機となります。
・入所可否の通知	令和８年３月上旬

（２）随時受付（新規申請）で申請する場合

定員に空きがある場合に限り、最長２か月間、利用可能です。児童クラブの定員に空きがあるか確認しますので、市役所児童青少年係までご相談ください。

（３）児童クラブ利用中に転職する場合

定員に空きがある場合に限り、最長２か月間、利用可能です。

利用中の方は通年利用と長期利用、いずれの場合であっても変更届の提出が必要です。市役所児童青少年係までお申し出ください。

９　復職予定のために申請する場合

（１）一斉受付期間に申請する場合

令和８年度中の復職が確定しない方は、仮申請として受け付けます（下の子の令和８年度入園決定を待って復職確定等）。また、審査・選考は、申請時に提出のあった就労証明書で行います。復職が確定しましたら必ずご連絡ください。

なお、復職が確定した場合でも、審査・選考の結果、待機となる場合があります。

※令和８年度当初からの復職でなくても、令和８年度中に復職する場合は申請ができます。ただし、児童クラブの利用開始日は復職日からです。

〇入所可否通知までの流れ

・一斉受付期間	令和７年 10 月８日（水）～令和７年 11 月５日（水）
・審査・選考	令和８年１月末
・入所可否の通知	令和８年１月末以降随時
・復職確定期限	令和８年２月末　※未定の場合、待機となります。

（２）随時受付（新規申請）で申請する場合

上記（１）のとおり仮申請として受け付けます。児童クラブの定員に空きがあるか確認しますので、市役所児童青少年係までご相談ください。

10　出産のために申請する場合

令和８年度中の出産予定の場合、出産月含め前後３か月間、児童クラブが利用できます。例：８月出産予定の場合、７～９月末まで利用可能

（１）一斉受付期間に申請する場合

令和８年度中に出産予定の場合は申請してください。

また、令和８年４月１日時点で就労している場合は、就労証明書も併せてご提出ください（出産までの児童クラブ利用のため）

（２）随時受付（新規申請）で申請する場合

児童クラブの定員に空きがあるか確認しますので、市役所児童青少年係までご相談ください。

（３）児童クラブ利用中に出産される場合

利用中の方は通年利用と長期利用、いずれの場合であっても変更届の提出が必要です。市役所児童青少年係までお申し出ください。

11　利用形態や就労状況等の変更の届出

入所後に、住所、勤務先の変更や家庭の状況等の入所申請書の記載内容が変わった場合は、変更する日の 10 日前までに「変更届」を提出してください。

変更届を提出せず利用していた場合は、退所していただく場合があります。

（1）利用形態を変更する場合（通年利用・長期利用）

・変更届を提出してください。

・負担金額は翌月から変更します（算定は退所の取り扱いを準用）

（2）転職や雇用形態、就労時間等に変更があった場合

変更届と就労証明書を提出してください。なお、当初申請時から大幅に変更になった場合、退所または利用形態を変更していただく場合があります。

（3）早朝、延長利用を取り下げる場合

変更届を提出してください。変更届の提出がない限り負担金がかかります。

12　退所

（1）退所の手続き

年度途中で退所する場合は、退所する日の 10 日前までに「退所届」を児童クラブまたは、子ども家庭支援課児童青少年係まで提出してください。

「退所届」の提出がない限り負担金がかかります。

（2）退所していただくケース（利用解除）

児童クラブの運営及び利用者の皆さまの公平性等の観点から、以下の項目に該当した場合は、市役所より退所に係る連絡、通知の発送をします。また、退所の日まで発生した負担金は、お支払いいただきます。

・離職等、利用要件に該当しなくなった場合

・負担金の未納があり、その支払いに誠意ある対応がみられない場合

　例　督促通知への納入期限までの入金がない、電話連絡がつかない　等

・午後７時を超えるお迎えが頻回である場合

・一定期間利用がない場合（入所できない待機児童がいる可能性があります）

・児童の暴力行為、危険行為、施設や備品等の破壊等が一定以上見受けられる場合

・その他、児童クラブの管理運営上、支障がある場合

13　受入学年・受入場所

通学区分	受入学年	児童クラブ名	受入場所/連絡先			
			平日		土曜日	
豊科南小	1～4年	豊科南小児童クラブ	豊科南小学校内	72-5685 87-8087 (開所時間帯)	高家児童館	72-5685
		豊科南小児童クラブ　第1分室	高家児童館	72-5685		
豊科北小	1～6年	豊科北小児童クラブ	南穂高児童館	71-5150	南穂高児童館	71-5150
		豊科北小児童クラブ　第1分室	豊科北小学校内			
豊科東小	1～6年	豊科東小児童クラブ	豊科東小学校内	72-5685 88-8617 (開所時間帯)	高家児童館	72-5685
穂高南小	1～6年	穂高南小児童クラブ	穂高中央児童館	84-0762	穂高中央児童館	84-0762
		穂高南小児童クラブ　第1・第2分室	穂高南小学校内	090-3343-0492 (開所時間帯)		
穂高西小	1～6年	穂高西小児童クラブ	穂高西部児童館	82-2527	穂高西部児童館	82-2527
		穂高西小児童クラブ　第1分室	穂高西小学校内	070-4452-7787 (開所時間帯)		
		穂高西小児童クラブ　第2分室	穂高西小学校内	070-3076-8343 (開所時間帯)		
穂高北小	1～6年	穂高北小児童クラブ	穂高北部児童館	83-5494	穂高北部児童館	83-5494
		穂高北小児童クラブ　第1分室	穂高北小学校内	88-3357 (開所時間帯)		
三郷小	1～4年 (長期のみ5年まで)	三郷小児童クラブ	三郷児童館	76-0185	三郷児童館	76-0185
		三郷小児童クラブ　第1分室	三郷小学校内	77-2001 (開所時間帯)		
		三郷小児童クラブ　第2分室	三郷小学校内	090-3343-0246(開所時間帯)		
堀金小	1～6年	堀金小児童クラブ	堀金児童館	71-2122	堀金児童館	71-2122
明南小	1～6年	明南小児童クラブ	明南小学校内	090-8423-1311	明科児童館	62-2482
明北小	1～6年	明北小児童クラブ	明北小学校内	080-8810-9711(開所時間帯)		

※受け入れ場所（児童館・分室等）は入所決定後に決まります。

※同じ学年でも利用形態により受け入れ場所が異なる可能性があります。

14　児童クラブ以外の事業

（1）安曇野市ファミリー・サポート・センター

「安曇野市ファミリー・サポート・センター」は、子育てに手助けが必要な会員と、手助けが出来る会員とをつないで地域で安心して子育てをするための助け合い活動を推進する事業です。病気の子どもや、当日の急な子どものお預かりにも対応します。

・問い合わせ：安曇野市社会福祉協議会　地域福祉課　子育て支援係
・電話： 0263-71-1125

（2）安曇野市病児・病後児保育室「あづみのキッズ・けある～む」

病児・病後児保育は、医療機関受診後のお子さんで病気の回復期前または回復期にある場合や、就労等により保護者が家庭で保育できない場合に児童をお預かりします。

・実施場所：安曇野赤十字病院（安曇野市豊科 5685 番地）
・電話： 0263-72-0082（直通）

（3）放課後等デイサービス

発達に心配のある学齢児に対して、放課後や長期休業中の活動を提供し、生活習慣や社会性などの発達を促す働きかけを行います（療育）。

利用にあたっては条件があり、手続きが必要になります。まずはご相談ください。

・問い合わせ：安曇野市福祉部　障がい者支援課　支援給付担当
・電話：0263-71-2083

（4）児童館（自由来館）

児童館は、乳幼児親子から高校生までを対象とした児童厚生施設で無料、予約なしで気軽に利用できます。また、育児相談や乳幼児親子サークル等、地域のボランティアさんの協力もいただきながら色々な行事を開催しています。

〇開設時間
・平日　午前９：３０～午後６：００
・小学校休校日（土曜日など）午前８：３０～午後６：００

〇その他
・学校登校日は、一度帰宅し、ランドセルを置いてから遊びに来てください。
・昼食はご自宅で取るようにしてください。
・児童館は、保護者の承諾と責任のもと、利用する施設です。

様式第１号（第４条関係）

受付年月日	年　月　日	
受付		

受付番号		

申請日　令和７年 10 月 20 日

継続者→令和７年度の申請保護者
新規者→主たる生計維持者（住民票が市外の場合は市内にある方）

児　童　ク　　（　新規　・　継続　）

該当に○

（宛先）　安曇野市

＿豊科北小＿児童クラブに　　利用　・長期休業中のみ利用〕入所したいので、下記のとおり申請します。

フリガナ 保護者氏名	アヅミノ　タロウ 安曇野　太郎　印	緊急連絡先 呼出順位	1	母	090－1234－5678	職場連絡先	0263-22-2222
			2	父	090－4321－8765		0263-33-3333
			3	祖母	0263－11－1111		
フリガナ 児童氏名	アヅミノ　イチロウ 安曇野　一郎　（男）女	生年月日	令和元年　6　月				
住所	〒399-8201 安曇野市豊科南穂高ＯＯＯ	地区名					
		認定こども園名	豊科認定こども園				
	豊科北　小学校	学年・組	1 年　組				
入所希望期間	令和８年　4 月 1 日 ～ 令和９年 3 月 31 日	迎えに来る時間	午後　6　時 00 分頃				
利用希望曜日	□月　✓火　□水　✓木　✓金　□土	不定期利用の場合　週　　日利用見込み					
入所希望理由	✓就労　✓疾病・障がい　□求職　□介護・看護　□職業訓練　□災害復旧　□出産 □その他（　　）						
その他 家庭状況	□母子・父子家庭　□離婚調停中　□生活保護の適用あり ✓単身赴任（✓父　□母）　□その他（　　）						

新１年生は記入

復職の方は復職日

該当あれば必ず✓

シフト等で曜日不確定な場合

児童の健康状況

かかりつけ病院	ＯＯ病院　（病院）・医院	電話	0263-44-4444	血液型	A 型	平熱	36.5
配慮すべき点について	□　なし　✓　あり（ありの場合は下記をご記入ください）						

必須

内　容	
✓疾病・障がい等で診断あり　診断名（　注意欠陥多動性障害　） □身体　・　□知的　・　✓発達　□身体障がい者手帳あり　＿＿級　□療育手帳あり　□A・□B	
✓特別支援学級へ在籍または認定こども園等で加配あり	✓食物アレルギーあり
□健康上の配慮が必要（アレルギー、通院中の病気、身体面など）	✓生活面の配慮が必要（身辺自立など）
□集団場面で配慮が必要（行動の特徴、お友達との関係など）	□その他、園や学校、家庭で配慮が必要

詳細をご記入ください。
・〇〇病院に通院中。こども園ではサポートの保育士がついていた。お友達との距離感が難しい。また手が出てしまうことがある。就学相談の予定。放課後等デイサービスとの併用を希望。
・ナッツ類のアレルギーあり。熱性けいれんを起こす場合あり（最後：令和７年８月）

食物アレルギーある場合は、別紙「アレルギー状況表」も提出必要

同　意　書

児童クラブの申請にあたり、次の事項について同意します。

1　申請内容に虚偽があった場合、利用を取り消される場合があること。
2　入所審査および負担金算定に必要な保護者の課税資料等を閲覧すること。
3　児童の状況を、小学校、保育園、幼稚園、認定こども園等の関係機関に問い合わせること。
4　負担金の未納が続く場合および滞納した際は、利用を取り消される場合があること。
5　午後７時を超えてのお迎えが頻回である際は、利用を取り消される場合があること。
6　利用決定後利用しない期間が一定期間続く場合は、利用を取り消される場合があること。
7　児童クラブの利用にあたって、児童クラブのルールを守ること。　令和７年　10月　20日

申請日と同一

保護者署名＿＿安曇野　太郎＿　印

（保護者欄と同一の保護者にしてください）

①保護者の状況　（証明書を添付してください。）　　入所希望年度４月１日の学年・年齢を記入

項　目	父 親 の 状 況	母 親 の 状 況
フリガナ	アヅミノ　タロウ	アヅミノ　ハナコ
氏 名	安曇野　太郎	安曇野　花子
生年月日	昭和○　年　○月　○日　（　○　歳）	昭和○年　○月　○　日　（　○　歳）
保育を必要とする主な理由	✓就労（※1へ）　□疾病・障がい（※2へ）□求職 □介護・看護（※3へ）　□職業訓練　□災害復旧 □その他（　　）	□就労（※1へ）　✓疾病・障がい（※2へ）　□求職 □介護・看護（※3へ）　□職業訓練　□災害復旧 □出産　□その他（　　）
※1 勤務先　等	（株）○○	
※1 帰宅時間	固定勤務　　時　　分ごろ 変則勤務①午後5時30分ごろ　□在宅勤務 変則勤務②午前1時00分ごろ	固定勤務　　時　　分ごろ 変則勤務①　　時　　分ごろ　□在宅勤務 変則勤務②　　時　　分ごろ
※2 疾病の状況	□入院　□通院（頻度を記入） 頻度：週＿＿＿回、月＿＿＿回	□入院　✓通院（頻度を記入） 頻度：週＿2＿回、月＿8＿回
※3 親族の介護・	介護等している方と　□同居　□別居 頻度：１日＿＿：＿＿～＿＿：＿＿まで 週＿＿＿日程度、月＿＿＿日程度	介護等している方と　□同居　□別居 頻度：１日＿＿：＿＿～＿＿：＿＿まで 週＿＿＿日程度、月＿＿＿日程度

帰宅する時間をご記入ください
変則の場合は別紙でも可（任意様式）

②兄弟姉妹の状況（本人を除く。未定の場合はその旨を記入）

フリガナ 氏　　名	続柄	生 年 月 日	年齢	勤務・	ブ状況
アヅミノ　アヤメ 安曇野　あやめ	姉	平成○年○月　○日	9	□こども園等入園先未定（０～２歳児） 豊科北小学校	✓申請中（利用中）
アヅミノ　リンゴ 安曇野　りんご	弟	令和○年○月　○日	5	□こども園等入園先未定（０～２歳児） 豊科認定こども園	□申請中（利用中）
アヅミノ　ナノハナ 安曇野　なのはな	妹	令和○年○月　○日	1	✓こども園等入園先未定（０～２歳児）	□申請中（利用中）
		年　月　日		□　等入園先未定（０～２歳児）	□申請中（利用中）
				未定（０～２歳児）	□申請中（利用中）

令和８年度　他きょうだいも
児童クラブの申請がある場合✓

未満児でこども園等入園先が未定の場合は✓
こども園決まり次第、市にご連絡ください。

③祖父母の状況について（市外に居住している場合も記入）

項目		氏　名	年齢	住　所	状　況
父方	祖父		歳	住所	□下記の理由なく在宅している ✓死亡　□75歳以上　□就労（農業含む） □疾病あり□親族の介護・看護□その他
	祖母	安曇野　つつじ	○歳	住所 豊科南穂高○○-○	✓下記の理由なく在宅している □死亡　□75歳以上　□就労（農業含む） □疾病あり□親族の介護・看護□その他
母方	祖父	信州　わさび	○歳	住所 松本市中央○○	□下記の理由なく在宅している □死亡　□75歳以上　□就労（農業含む） □疾病あり□親族の介護・看護□その他
	祖母	信州　のざわな	○歳	住所 同上	下記の理由なく在宅している 死亡　□75歳以上　□就労（農業含む） □疾病あり□親族の介護・看護□その他

該当に必ずチェック

市外の方は
名前・年齢・住所のみ記入

事務処理欄

	父	母
添付書類	有　・　無	有　・　無

様式第２号（第４条関係）

就労者記入欄は、就労者が記入してください。勤務先名称は勤務地(派遣先)を記入してください。

記入例

就　労　証　明　書

兄弟併記可

就労者記入欄

フリガナ	アヅミノ　タロウ	フリガナ	アヅミノ　アヤ…
就労者氏名	安曇野　太郎	児童氏名	安曇野　あやめ・りんご
就労者住所	〒　399-8201 豊科南穂高 123456-78	児童クラブ名	豊科北小児童クラブ
勤務先名称	○○○○株式会社　安曇野営業所	勤務先電話	0263（ 81 ） ○○
勤務先住所	〒　399-8303 安曇野市穂高 123456-78	通勤時間	20　分

事業主記入欄

事業主記入欄は、就労先担当者が作成してください。

育児休業等で復帰日が決まっている場合。

就労規則による勤務時間です。残業時間は含めないでください。

就労状況	☑現在就労している □就労予定である　（就労開始日　令和　年　月　日から） □復職予定である　（復　帰　日　令和　年　月　日から）
雇用形態	☑正規　（採用年月日　□昭和　☑平成　□令和　15 年　4 月 1 日から） □臨時・パート・アルバイト(雇用期間　年　月　日から令和　年　月　日まで) □派遣社員・契約社員　（契約期間　年　月　日から令和　年　月　日まで） □その他【具体的に　】
仕事の内容	□事務　☑営業　□販売　□製造　□建設　□技術　□運送　□清掃　□そ… 】
勤務形態 (24 時間表記)	☑固定勤務：☑月　☑火　☑水　☑木　☑金　□土　□日 8 時　30 分　～　17 時　00 分 □変則勤務：①　時　分　～　時　分　②　時　分　～　時　分 ③　時　分　～　時　分　④　時　分　～　時　分
勤務日数	1 週間　5 日 1 カ月　20 日
休日	☑固定：□月　□火　□水　□木　□金　☑土　☑日 □変則：1 週…　日　・　1 カ月　日
特記事項	

有期雇用の場合は更新の有無を記載

シフト制等変則の場合はこちらに記載

上記事項について、事実と相違ないことを証明します。

（宛先）　安曇野市教育委員会

派遣の方は派遣元です。

令和 7 年 10 月 1 日

所　在　地　東京都中央区 1234567-89

事業所名　○○○○株式会社

代表者名　○○○○

電話番号　1234（56）7890

社印 or 人事担当印

申請者の㊞ではありません。電子印 OK。

上記内容についての問い合わせ先	部　署	総務部　人事課 直通電話　1234（56）1234	担当者名	○○○○

注意事項

1. 会社・事業者の代表者名で証明してください。なお、支店等に勤務する場合は、支店長・営業所長の証明でも差し支えありません。
2. 証明書を訂正する場合は、必ず二重線で抹消し、証明者印と同一の訂正印を押印してください（修正テープ・修正液は使用不可）。
3. 訂正印の押印なく加筆修正された場合は、再提出をお願いすることがあります。
4. 本証明の裏付けとして所得状況について確認させていただきますので、会社・事業者は年末調整後に必ず給与支払い報告書を安曇野市（税務課）へ提出してください。また、場合によっては勤務先への照会をさせていただきます。
5. 上記内容が事実と異なる場合には、入所許可を取り消す場合があります。

様式第３号（第４条関係）

自営業記入例

農業・自営業に係る従事証明書

就労者住所　安曇野市明科〇〇番地〇　氏名　〇〇　〇〇

（　豊科北小　児童クラブ　児童名　安曇野　一郎　・　6歳）

１．従事場所（具体的に）・耕作面積

従事場所　自宅及びその他

耕作面積（田・畑・果樹園・その他）　　a

２．仕事の内容（具体的に）

〇〇の販売・配達

１か月間に働く日数など就労状況がわかるように記入してください。

一日あたりの就労時間

３．就労状況

１ヶ月　２２　日・実働　1　日　8 時間（　8 時～　19 時）

４．専従者給与

（有・無）　500,000　円

専従者給与を払っている場合や貰っている場合は記入

上記のとおり従事している（従事予定である）ことを証明します。

（宛先）　安曇野市教育委員会

令和〇〇年　〇月　〇日

確定申告等申告者住所　安曇野市明科〇〇番地〇

〇〇〇有限会社

氏　名　代表取締役　〇〇　〇〇　㊞

社印 or 代表印

（連絡先）　６２－〇〇〇〇

※１　冬期間の作業がない水稲または野菜・果樹等については、冬期間の就労証明が別に必要になります。

※２　農業の場合は、裏面を記載してください。

様式第３号（第４条関係）

農業記入例

農業・自営業に係る従事証明書

就労者住所　安曇野市豊科〇〇番地〇　氏名　〇〇　〇〇

（　豊科北小　児童クラブ　児童名　〇〇　〇〇　・　6歳）

田畑が自宅から１ｋｍ以内か、超えているのか記入します。複数ある場合はどちらが多いかで判断します。

１．従事場所（具体的に）・耕作面積

従事場所　自宅周辺　1ｋｍ以内

耕作面積（田・畑・果樹園・その他）　５００ａ

２．仕事の内容（具体的に）

具体的に何を作っているのか。冬も作れるものか。下記「※」を確認してください。

稲作、ハウスによる花卉（カーネーション）栽培・出荷

３．就労状況

１ヶ月　25　日・実働　1　日　8　時間（　7　時　～　17　時　）

一日あたりの就労時間

４．専従者給与

（　有　・　無　）　1,000,000　円

専従者給与を払っている場合や貰っている場合は記入

上記のとおり従事している（従事予定である）ことを証明します。

（宛先）　安曇野市教育委員会

令和〇〇年　〇月　〇日

確定申告等申告者住所　安曇野市豊科〇〇番地〇

氏　名　〇〇　〇〇　㊞

申告者印

（連絡先）　６２－〇〇〇〇

※１　冬期間の作業がない水稲または野菜・果樹等については、冬期間の就労証明が別に必要になります。

※２　農業の場合は、裏面を記載してください。

おおよそ
12 月から２月末までの期間

農業の作付面積について

生産作物について記載してください。（出荷する作物のみ記載し、自家消費については記載しないでください）

地目	作　　物	作業時期	作付面積（B）	作付面積換算(C)
田	水稲	4月～10月	200 a	200 a
	麦	月～　月	a	a
	その他（大豆　）	4月～10月	110 a	110 a
	その他（蕎麦　）	4月～10月	110 a	110 a
畑			a	a　（左記(B)　×5）
			a	a　（左記(B)　×5）
			a	a　（左記(B)　×5）
			a	a　（左記(B)　×5）
果樹	リンゴ	1月～12月	50 a	250 a　（左記(B)　×5）
	梨	1月～12月	30 a	150 a　（左記(B)　×5）
			a	a　（左記(B)　×5）
			a	a　（左記(B)　×5）
その他			a	a　（左記(B)　×5）
		合　　計	500 a	820 a

1. 作付面積（B）の合計面積を「農業・自営業に係る従事証明書」の耕作面積に記載してください。
2. 農作業のない期間については、児童クラブの入所ができませんので、予めご承知おきください。

診　断　書

患者氏名

住　　所

生年月日

病　　名

治療期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日

入院期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日

上記の者は、下記の理由により児童を家庭で見守ることが困難であることを証明する。

病　状

この診断書は、安曇野市児童クラブに入所を希望する児童の保護者が、負傷・疾病等により

小学校に通う児童の見守りが家庭でできないことを証明するためのものです。

病状や治療期間等を確認させていただくことにより、児童クラブへの入所が必要な期間を確認させていただきます。

令和　　年　　月

医療機関所在地

医療機関名

担当医師名

電話

児童クラブ入所基準点数表

1　保護者の状況

入所基準		区分			基準点数	父	母
番号	類型						
1	就労	日数・時間	月20日以上	8時間以上の就労	10		
				7時間以上の就労	9		
				6時間以上の就労	8		
				5時間以上の就労	7		
				4時間以上の就労	6		
			月16日以上	8時間以上の就労	7		
				7時間以上の就労	6		
				6時間以上の就労	5		
				5時間以上の就労	4		
				4時間以上の就労	3		
			月12日以上	8時間以上の就労	5		
				7時間以上の就労	4		
				6時間以上の就労	3		
				5時間以上の就労	2		
				4時間以上の就労	1		
			その他変則勤務		No1準用		
2	疾病・障がい・出産等	長期入院により、保育が不可能			12		
		療養居宅	臥床	常時臥床の状態にあり、保育が不可能	12		
			疾病等	疾病等のため常時の保育が困難	10		
				疾病等のため部分的に保育が困難	8		
		障害心身	重度心身障害	身体・精神手帳1・2級、療育手帳A1・A2	10		
			心身障害	身体・精神手帳3級以下、療育手帳B1・B2	8		
		出産		出産前後おおむね3カ月で休養を要する	10	-	
3	介護 看護	保育が不可能（要介護５・４程度に該当等）			12		
		常時の保育が困難（要介護３・２・１程度に該当等）			10		
		部分的に保育が困難（要支援２・１程度に該当等）			8		
4	職業訓練等			職業訓練校又は各種学校に通学	No1準用		
5	災害復旧			火災、風水害等で保育が困難	No1準用		
6	求職・復職			求職活動等のため保育が困難　※留意事項	-		

小計A	

※父母の合算

2　調整事項

入所基準		区分		基準点数	調整
番号	類型				
7	学年	1年生		30	
		2年生		25	
		3年生		15	
		4年生		10	
		5年生		5	
		6年生		0	
8	ひとり親世帯その他これに準じる世帯（死亡、離婚、離婚調停中、未婚、失踪、拘禁等）			20	
9	別居（単身赴任含む）			15	
10	父母に代わって祖父母等が児童を養育している場合			20	
11	同居又は敷地内（隣接する場合も含む）に75歳未満の祖父母が居住している場合 ※ただし、就労等保育ができない理由はある場合を除く			-10	
12	負担金の支払い期限より3カ月以上滞納又は誠意ある対応が見られない場合			-30	
13	児童福祉の観点から特に調整が必要となる場合			個別対応	

小計B	

合計　A＋B	

3　選考方法

・小計A＋小計B　の合計点数が高い順に入所決定します。

・同点の場合は、「4　同点の場合の優先順位」を参考に入所決定します。

4　同点の場合の優先順位

1	児童福祉の観点から特に調整が必要となる児童
2	低学年の児童
3	ひとり親世帯
4	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）
5	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
6	保護者の健康状態（疾病、障がい等）
7	帰宅時間が遅い世帯

5　留意事項

(1)「1　保護者の状況」　兼業や不規則勤務の保護者の就労時間は、平均値を取り採点します。

(2)「1　保護者の状況－番号6」　就労先決定後の採点となりますので、速やかに就労証明書を提出してください。
就労証明書の提出がない場合、就労による点数の加点が得られず入所が難しくなります。

(3)「2　調整事項－番号12」　「誠意ある対応が見られない場合」は、電話や通知しても返答がない、支払い約束の不履行　等

(4) 就労状況など採点の際、判断し難いケースがあった場合は、確認のお電話をします。

よくあるご質問

～ 入所のご相談　編 ～

Q１：児童クラブが混んでいると聞きましたが？

→　この５年で 1.6 倍、約 600 人増と利用者数が急増しており多くのクラブが定員に達する状況です。可能な限り、ご家庭での保育にご協力ください。

Q２：一斉受付期間以外は、申請できませんか？

→　いつでも申請は受け付けております（随時受付）。ただし、一斉受付期間で定員に達した児童クラブについては、待機（もしくは、長期利用）でのご案内となります。また、例年、夏休み直前に長期利用の申請が多数ありますが、長期休み中は特に混雑が厳しいため、入所が難しい状況となっております。

Q３：次年度入所の一斉受付期間と随時受付はどちらが入所しやすいですか？

→　一斉受付期間です。一斉受付終了時点で、多くの児童クラブが定員に達します。

Q４：定員を超える入所申請があった場合は、どうなるのでしょうか？

→　児童クラブ入所基準点数表に基づき、選考を行います。

Q５：待機となった場合、どのくらい待てば入所できるのですか？

→　希望するクラブの状況によります。たいへん混雑しているため、その年度通じて入れない可能性もあります。

Q６：友達が利用しているので、子どもが行きたいと言っているのですが入れますか？

→　ご家庭で保育できるのであれば、受け付けられません。

Q７：友達と一緒の部屋で受け入れてほしいのですが？

→　原則として部屋割りの希望は受け付けておりません。

Q８：受入れ先の児童クラブはどこになりますか？

→　原則として、通っている小学校（児童館）での受入となります。ただし、長期利用は保護者による送迎での利用になるため、定員に達している場合は、別の小学校の児童クラブをご案内することがあります。

Ｑ９：下校後一人で児童クラブに行けるか心配なのですが？

→　新１年生は４月当初から２週間程度、児童クラブ職員と移動しますが、その後は児童一人で行く必要があります。ファミリー・サポート等もありますので、ご利用ください。

Q10：健康状況・集団生活を送る上で心配がありますが、入れるでしょうか？

→　まずはご相談ください。ご家庭や認定こども園、小学校での生活状況等を確認させていただいた上で、受入れ可否を決定しています。

Q11：転入予定です。申請できますか？

→　可能です。申請書には、転入先の住所と、通知書の送付先住所の両方をご記載ください。また、負担金算定のため、所得・課税・扶養証明書を、令和７年１月１日に住民票がある市町村で取り、提出してください。

Q12：明北小の特認校制度に申し込み中です。結果がまだ出ていませんが申請できますか？

→　可能です。特認校申請中である旨と本来の通学先の２点を申請書の空欄にご記入ください。また結果が出ましたら、ご連絡ください。

～求職・復職・出産　編～

Q13：求職活動中です。児童クラブの申請はできますか？（一斉申請期間）

→　可能です。ハローワーク等で求職活動支援機関等利用証明書を作成いただき、仮申請として受け付けます。仮申請の有効期限は、令和８年２月末までとなるため、就労先が決まったらご連絡ください。

Q14：求職活動中です。児童クラブの申請はできますか？（随時受付）

→　可能です。最長２カ月間利用できます。児童クラブの空き状況の確認が必要ですので市役所児童青少年係までご相談ください。

Q15：児童クラブを利用していますが、転職予定です。児童クラブの継続利用はできますか？

→　可能です。最長２カ月間利用できます。変更届が必要ですので市役所児童青少年係までご相談ください。

Q16：下の子（3 歳未満児）の入園が決まらないため、復職日が定まりません。児童クラブの申請はできますか？

→　可能です。入園が決まるまで仮申請として受け付けします。仮申請の有効期限は、令和８年２月末までとなるため、入園が決まったらご連絡ください。

Q17：令和８年４月１日から働きませんが、令和８年度中には復職予定です。児童クラブの申請はできますか？

→　可能です。復職日を明記した就労証明書を就労先の会社に作成依頼してください。利用開始は復職日からとなります。

Q18：現在妊娠中です。出産前後の利用はできますか？

→　出産月含めて、前後３か月利用が可能です。児童クラブの空き状況の確認が必要ですので市役所児童青少年係までご相談ください。

～家庭で保育できないことを証明する書類　編　～

Q19：夫が単身赴任のため安曇野市に住んでいません。就労証明は必要ですか？

→　必要です。安曇野市に住所がない方も就労状況の確認のためご提出ください。
負担金算定のための証明書提出は、11 ページをご覧ください。

Q20：自宅の敷地内で事業を営んでいます（在宅ワーク含む）。児童クラブに入れるでしょうか？

→　ご家庭での保育が困難な場合に限り、申請できます。

Q21：冬季期間、働いていませんが児童クラブに入れるでしょうか？（例：農閑期、ゴルフ場勤務で冬季閉鎖 等）

→　可能です。ただし、就労のない期間がおおむね３か月以上となる場合、その期間中は利用停止となりますのでご注意ください（負担金支払い不要）。なお、この場合でも退所ではありませんので、就労再開後は児童クラブの利用が可能です。
　ただし、農閑期にアルバイト等を行う場合は、利用停止せずに継続利用できますので別途、就労証明書を作成し、提出してください。

Q22：離婚手続き中です。相手の就労証明書は必要ですか？

→　家庭裁判所の証明または、離婚手続き中であることが分かる資料のコピーをご提出ください。

Q23：児童の祖父母の就労証明書等は必要ですか？
→　不要です。

Q24：事実婚やパートナーの相手がいます。就労証明書は必要ですか？
→　不要です。

Q25：申請後に再婚しました。就労証明書は必要ですか？
→　必要です。ご用意いただきご提出をお願いします。また、家庭状況の変更に該当しますので、変更届の提出も必要です。

Q26：自営業を行っていますが、父が確定申告をする際、母は専従者として申告しています。この場合の証明書はどうなりますか？
→　父：従事証明書と最新の確定申告書のコピー、母：従事証明書（父が作成）と確定申告書のコピー（父が申告者）をご提出ください。なお、専従者氏名がわかる第２表も提出してください。

Q27：就労証明書下部の「会社証明欄」に押す印鑑がありません。
→　市役所児童青少年係までご相談ください。

Q28：就労証明書を用意するのに、本社までの郵送に時間がかかります。先に申請書だけ提出してもいいでしょうか？
→　書類が不足する場合は受付けできませんので、全て揃ってからの受付けとなります。どうしても遅れる場合は、市役所児童青少年係までご相談ください。

Q29：入所申請後に転職しました。就労証明書は必要ですか？
→　必要です。

Q30：ダブルワークをしています。就労証明書は両会社分必要ですか？
→　必要です。

～ 利用中　編　～

Q31：年度途中で利用形態の変更はできますか？
→　可能です。ただし、定員に空きがない等調整できない場合、変更できません。

Q32：お迎えに、児童の兄（高校生）が行っても良いですか？
→　児童クラブでは、安全性の観点から未成年者に引き渡しできません。

Q33：保護者代表について
→　児童クラブにより保護者代表のご協力をお願いする場合がございます。
活動内容等、詳しくは各クラブへお問合せください。

申請する前に！　提出書類チェックシート

１　児童クラブ入所申請書

□　タイトル（新規・継続）に〇はつけましたか？

□　保護者氏名欄、同意書欄の２か所に押印しましたか？

□　令和７年度から継続利用の場合、保護者氏名は、

児童クラブ負担金納入通知書の宛名と同じとしましたか？

□　令和８年４月１日の基準として記入しましたか？

□　児童の健康状況や集団生活を送る上で心配がある場合は、

児童の健康状況欄に詳細を記入しましたか？

２　家庭で保育できないことを証明する書類（就労証明書等）

□　保護者分ありますか？（父・母・父母に代わって児童を養育している方、それぞれ作成が必要です。祖父母等は不要です）

□　証明書に未記入はありませんか？

安曇野市教育委員会子ども家庭支援課児童青少年係
〒399-8281　安曇野市豊科 6000 番地
電話　0263-71-2078　ファクス　0263-72-2065